(児童福祉施設入所等費用の徴収)

第十条　知事は、母子保護等の実施、児童等入所措置若しくは児童自立生活援助の実施(以下「入所措置等」という。)を受けた者又はその扶養義務者のうち規則で定める者から、当該入所措置等に係る児童福祉施設入所等費用を徴収するものとする。

2　前項の規定により徴収する児童福祉施設入所等費用(以下「入所等徴収金」という。)の額は、同項の入所措置等を受けた者に係る児童福祉施設入所等費用の額の範囲内で、同項に規定する者の負担能力に応じて、規則で定める。